

# 明治後期作文教育とジェンダー

佐竹 久仁子

## 1. はじめに

明治後期は「標準語」概念の浸透と「国語」というイデオロギー装置の確立の時期だったといえる。初等教育の分野では、それは、1900（明治33）年の第3次小学校令改正による学科の編成変更によって従来の読書・作文・習字の3分野が「国語科」として統一されたことに端的にあらわれている。これ以降、現在にいたるまで小学校段階から「国語」という学科の教育がおこなわれることになる。1904（明治37）年には第1期国定読本の使用が開始され、義務教育就学率の上昇を背景に「ひとつの国語を話すわれわれ国民」意識が醸成されていく。ただし、「われわれ国民」の内部は等質なものではなく、「一流の男性国民」と「二流の女性国民」への差異化——国民のジェンダー化——がはかられた。法的身分の性差は1898（明治31）年施行の民法による「家」制度の確立によって明確化され、また、翌1899（明治32）の高等女学校令公布は女子にこの「家」を支える良妻賢母主義教育をおこなうことが国家の方針となったことを意味する。国民を「よき兵士・労働者として直接的に国を支える男」と「その兵士・労働者を産み育てる女」としてジェンダー化していくことは公教育の重要目標のひとつであり、これは第3次小学校令施行規則冒頭の第1章第1節第1条に「男女ノ特性及其ノ将来ノ生活ニ注意シテ各々適当ノ教育ヲ施サンコトヲ務ムヘシ」として示されている。

また、国民のジェンダー化と並行して、「ひとつの国語」内部のジェンダー化である〈女ことば／男ことば〉規範も形成されていった。明治後期は「山の手ことば」の台頭期であり、標準語論議のなかで東京語準拠論が固まっていた時期でもある。標準語のよりどころとされることになった東京語の山の手ことばの大きな特徴のひとつは性別化された形式の多さにあるが、その性別化されたことばづかいである〈女ことば／男ことば〉が小説など書きことばメディアの会話文をとおして広く流布され受容されていったのである。

本稿では、作文教育<sup>(1)</sup>という側面から、明治後期の「国民」と「国語」のジェンダー化の様相をみていく。こどもたちは学校でしばしば作文を書かせられ、また、なかには（多くは中流以上の階層のこどもたちであるが）みずから作文や投書を書いて雑誌に投稿する者もいた。書くという行為は他者から受容した知識のみずからのもので主体的に表現する行為であり、その意味でこどもたちに文章を書かせる作文教育は強力なイデオロギー教育として機能するものである。こどもたちは、「国語」という学科によって「ひとつの国語」というイデオロギーを与えられ、国語読本や修身教科書の教材内容を「読む」ことをとおして国家の推奨するイデオロギーを注入された。そして、作文を「書く」ことをとおしてそのイデオロギーを再生産し、「少国民」としてのアイデンティティをつくりあげていったといえる。ただし、「国民」も「国語」もジェンダー化されたものだったのである。本稿の目的は、このような視点から、当時の作文教育を検証することにある。

## 2. 明治後期の作文教育

野地潤家は明治前期の作文教育について「方法の面では、復文的方法中心の、範文模倣、暗誦など形式重視の作文教育であり、内容の面では、実学的知識を主とし、生活に役立つ（おとなの社会生活での）実用文が重んじられた。」（野地編1971：16）と簡明にまとめている。

明治後期の作文教育では、こうした明治前期の形式主義からの脱却が目指され、こどもの自発活動に重きをおく自作文主義を唱える樋口勘次郎『統合主義新教授法』（1899（明治32）年）が注目を集めた。また、言文一致体（口語体）による指導が、特に小学校段階では一般的になっていった。そのさきがけとなったのは、上田万年『作文教授法』（1895（明治28）年）である。上田は「小学校で作文教授の目的を達するのに、最も善き手段」は「小児に先づ言葉通りを書かす」ことだと述べ、小学校においては言文一致作文教育をおこなうべきだと強く主張している（上田1895：24）。その後、1900（明治33）年には帝国教育会内に「言文一致会」が創設され、翌1901年には帝国議会に「言文一致の実行についての請願」が提出されて可決された。また、同年に全

国聯合教育会に提出された議案「小学校の教科の文章は言文一致によること」も満場一致で可決されている。言文一致による教育は時代の趨勢となり、1904（明治37）年に使用が開始された第1期国定読本では口語体の採用を基本方針としている。

作文の材料については、第3次小学校令施行規則に「文章ノ綴り方ハ読み方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項児童ノ日常見聞セル事項及処世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ」とある。具体的には、国語や修身などの教科書の内容、遠足や運動会などの学校行事、こどもの日常生活や身のまわりの事物にかかわる内容から材料がとられた。代表的な作文教授法は、こうしたすでに学んだ内容やよく知っている内容について、問答などによって話をさせ、順序を整理して示したうえで記述させる、というものであった。

教室での作文指導の一端を作文教案からみてみよう。たとえば、普通教育研究会編（1904：54-56）に、「我が国柄」を教材とする尋常科4年生用の作文教案がある。そこではこの作文の「目的」が「この教材は、修身科教授（修身書の第一・二課）に於て、説話し聞かしめたる事項なり。児童の記憶せる儘、順序よく記述せしむることによりて、表出の仕方に習熟せしめ、兼て、我が国体に関する観念を鞏固ならしむるにあり」とされ、作文を書かせるまでの予備作業がつぎのように示されている。

（イ）文題を提出して、之を読ましめ、その意義を話さしめ、教授の目的を指示す。

（ロ）左の事項につきて問答し、その要点を話さしむ。

天照大神は、御孫瓊々杵尊に、何と仰せられましたか。……その時、どんなものを授けられましたか。……日本帝国の起りし始めを話してごらん。……神武天皇以後代代の天皇は、天照大神とどんな関係になってゐますか。……万世一系とは、どういふことですか。……日本帝国と他の国々とは、どちらがひますか……等。

こうした教案から、子どもたちにとって「作文を書く」という行為は、教師に与えられた知識や自己の体験を教師の期待に添うように再構築していく

行為にほかならなかったことがわかる。作文を書かせることは、国家・天皇・国民・家族・戦争・ジェンダーなどにかかわる意識や規範の教育に効果的な方法だったのである。

### 3. 教育現場での作文指導と性差

小学校教育現場の作文指導では性差はどのようにとらえられていたのだろうか。ここでは、各地の教育現場で作成された「教授細目」<sup>(2)</sup>や小学校教諭を中心とする教育関係者の著した国語教授法・作文教授法などの教授法書からこれを見てみよう。これらによると性差について2つのこと——文体と教材内容——が意識されていたことがわかる。

#### 3.1 文体の性差について

教授細目の内容の中心は指導計画表だが、なかには前文に解説や教授上の心得を述べているものもある。文体の性差については、「男女文体ヲ異ニスルノ必要ナシ」(大阪府師範学校附属小学校編1902)といった、男女の文体を同じにという趣旨の内容を記しているものがいくつかみられる。当時、高学年になると文語体の作文指導がおこなわれたが<sup>(3)</sup>、その文体に関する注意である。すなわち、男は漢文直訳体風、女は擬古文体風という従来おこなわれていた文語体の性差、特に書簡文の性差を解消して<sup>(4)</sup>、同一文体(いわゆる「明治普通文」の文体)で指導することが方針とされているわけである。全体に記述の簡明な教授細目からは、「男女同一文体」の具体的なとらえかたについて詳しく知ることができないが、なかで新潟県新潟師範学校附属小学校編(1905)は「女兒の文章には多少其の性情に相応したる語句を用ひしむべき所あるべしと雖も尋常科に於ては殆んど之が區別を要せず高等科に至りては却りて之がために古雅に流れ普通の文体に遠さからしめざらんことに注意すべし」と性差について触れている。

教授法書でも、男女の文体に言及されるばあいは、男女同じにと述べられる。だが、教授細目とは違って、記述が詳しくおこなわれる教授法書では、「男女同一文体」にしばしばつぎのようなただし書きがつけられており、その

内実をうかがうことができる。

- ・されども男女各其の性質を異にするものなるが故に随つて其の使用すべき言語に多少異同あるべきは固より当然なるを注意せざるべからず(森山他1901:153)
- ・男女の性情に剛柔の別あり、其の境遇、風習も、亦、同じくない。従ひて、其の思想、感情も、おのづから同一なることが出来ないから、之が自然の発表として、文章の、全く同一なる体裁によることの出来ないのは、勿論のことである。(増戸1901:153)

これは、具体的には、漢語使用を避けることや敬語使用を女子に指導することに結びついている。たとえば、市川(1908:74)は、男子文と女子文の差は薄らいできたが「流石に女子は礼讓に厚く言辞に嫻れたるもの」なのでその特質がほの見えるのはやむをえないとし、高等小学校段階にもいたれば、女子には漢語や生硬な洋語を避けて「成るべく音調弱き語を選びて用ゐること」、「敬語卑下語を多く使用すること」といった差をつけるほうがいいとする。

こうした、同一文体であっても「自然の性差」の存在は必然だとする信念は、当然、言文一致体の文章についてもいだかれることになる。そのひとつは、「男女とも、文体は皆談話体なれば、従て其用語は、自然兩者の間に、幾分かの相違あるべし、是は兩者平素の談話語が、已に多少相違して居るので、当りまへのことである」(山松編 1902:83-84)といった、そもそもふだんの話しことばに性差があるという認識にもとづく見解である。言文一致体の作文指導では、「思ふ通りを話語の儘十分に且自在に書き表さしめんことを務むべし」(山本・岩永1902:99)という方針がとられるが、それに従えば話しことばの性差が文章に反映されるのも当然だという理屈になるのである。どの教授法書の模範文例にもみられる用語の性差は、男子のみの使用する「ぼく」「〜くん」という呼称詞にかぎられるようだが、4.2節でみるように、一般の文範では多様な性差があらわれる。

もうひとつ、女子の文章には常体よりも敬体がふさわしいとされていたこ

とが模範文例からうかがえる。典型的なものは巖谷(1910)である。巖谷(1910)は、教科書に準拠して教師の教授用兼生徒の自習用につくられた模範作文集であるが、女子用の作文例はすべて「ございます」をまじえた敬体となっているのである<sup>(5)</sup>。また、石川(1902)や芦田(1912)であげられている日記の模範文例は、女子のものが敬体、男子のものが常体である。芦田(1912: 72-73)からそれぞれの日記のはじめの部分を書いておこう。

#### 【女子の日記】

- ・ぬぐつたやうな空にうつくしいはつひの光がさして、門松も国旗もゆきききの人も、皆あたらしいやうに見えます。学校にいそぐとちゆう吉川さんにあひました。「おめでたう。」とたがひにいつて笑つたのをかしょうございました。学校にいつて見ると、先生のお顔がぼつと赤くなつてみました。おとそをめしあがつたからでせう。式がすんで家にかへりました。町はどこも戸をたててゐるので、さびしうございました。そこを万歳が祝つてあるきますのは、何となくおもしろうございました。(後略)

#### 【男子の日記】

- ・十時過春山君と山川君が来た。すまふのとりぞめをしようといふので、おくの八でふではじめた。春山君が「もちをたべたからつよくなつた。」とりきむ。山川君は「年が大きくなつたからつよくなつた。」と笑ふ。僕もまけないきで、「君たちがつよくなつたから、僕もつよくなつた。」といつた。(後略)

ことばづかひのジェンダー規範の中心は、女に「丁寧さ」を求めるところにある。これは、この時期の国定読本(第1期・第2期)でも、丁寧さゼロの常体の会話文は男のもので女の会話文は敬体というかたちで明確に示されている。話しことばにおける「常体は男のことばで、女のことばは敬体」というジェンダー規範は、書きことばにおいても常体は「女らしくない」文体という位置づけを生みだしたわけで、言文一致体における文体のジェンダー化がおこなわれたのである。

「男女の文体を同じに」という基本方針は、「従来 of 如く、外部よりして、

強ひて之を導きて、故意に、一種の文調に就かしめ、男子は、佶儷なる漢文調に流れ、女子は、古雅なる和文体に僻せしめたるやうでは、所謂、普通文の範囲を脱却せるものであつて、正経を失ひたるものといはねばならぬ」(増戸1901:153) というように、単に従来の男女別文体指導の否定を意味するのみのものであつて、同じ文体であつても「自然の性差」がある(なければならぬ) ということは自明視されていた。男女は本質的に異なるものだというジェンダー観が疑われていなかった当時にあつて、文体の性差は必然だという論理は、当然のものとされていたのである。したがって、つぎのように、「自然の性差」に応じた指導が要請されることになる。

学齡の頃にもなれば思想の内容も感情の溢れ方も、興味の起り工合も、注意の仕方、乃至、言葉の使ひ方まで、皆おのづから趣が違つて来て居る。そこで、読み方として教へる事は男女共通でよいにしても、話し方や綴り方の際には幾分か差別の工夫を施す必要があらう。即ち、話し方に於ては、話題は勿論話しぶりにも、男女の別が幾分か行はれる様にし、綴り方に於ても文題くらゐは違へる方が宜しいと思ふ。辞様の上にも、口語体の文ではおのづから言葉づかひの趣が違つてくるべきものであらう。(友田1910:49-50、圈点は原文)

### 3.2 教材内容の性差

教授細目では、「綴り方ノ教材ハ男女ノ別ヲ設ケザルヲ以テ女兒ノ学級ニアリテハ適宜之ヲ斟酌センコトヲ要ス」(茨城県師範学校附属小学校編1904:50)、「各学年各期ニ配当シタ文例ヲ男女ノ別、読み方教授ノ進度等ヲ考エテ綴ツタノデワアルガ」(長野県師範学校附属小学校編1905:12) といった記述から察せられるように、作文指導において教材内容に性差を設けることは自明のこととされている。では、それは具体的にはどのようなものだったのか。教授法書にはつぎのような記述がある。

- ・男女ノ性ニヨリテ其ノ題目ニ注意スベシノ尋常科ニテ男女学級ヲ同ウスル場合ニ於テハ男子ニ沙魚釣りニ行キシコトヲ綴ラシムレバ女子ニハ貝

拾ヒノコトヲ綴ラシムルガ如シ／高等科ニ於テ男女学級ヲ異ニスル場合ハ殊ニ男子ハ社会的ニ女子ハ家政的タルベシ(山下他1901:217)

- ・一般に男子は理性的で、女子は情的のものである。これも児童全般に此の性が現はれて居るのではない。下年級では殆んど男女の差は認めることが出来ないが尋常五・六学年頃からボツ／＼この性が分れる様である。夫れ故に一般に男子は女子に比して知的の文章を多く課し、女子には情的の文章を多く課する様に注意せねばならぬ。(田中1911:341-342)

また、月庭編(1902)は「東京市小学校長会にて、編纂せられたる教授細目の題目につき、小学校生徒の参考書として編著せられたる」綴り方集であるが、そこでは高等科1年～4年用の模範文例が男女共通のもの、女子のみのもの、男子のみのものと3分類されて掲載されている。女子のみとされているものには、まず、「衣食住」「料理」「洗濯」「育児」「食物」「客を招く時の心得」「金銭の出納」「英米人家庭の風儀」などの家庭領域の題目がある。一方、男子には「我国の兵制」「世界最強の兵」「社会トハ何ゾヤ」「国民ノ心得」「我国現行ノ学制」「建国ノ体制」「日本古代の政事及び外交」「政治」「宗教」といった社会的題目が与えられている。道徳的徳目では、女子には「和順」「女子の修むべき道」「博愛」「女誠」「女子の四行」「礼儀」、男子には「忍耐」「勤儉」「徳器」「公益」「剛勇」「立志」のような題目がみられる。

第3次小学校令施行規則は「男女ノ特性及其ノ将来ノ生活ニ注意」するよう求め、「修身」では「女兒ニ在リテハ特ニ貞淑ノ徳ヲ養ハンコトニ注意スヘシ」、「国語」では「女兒ノ学級ニ用フル読本ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フヘシ」としている。作文教育現場ではこうした方針に応じて「男女それぞれにふさわしい題目と内容」が指導されていたわけである。このような作文指導がジェンダー規範の教授に直結していることは明らかである。

範とすべき作文例としてかけられている文章からは、こどもたちが女子あるいは男子として書くように求められた内容をうかがうことができる。巖谷(1910)から、作文例の一部をいくつかあげてみよう。〈 〉内は題目である。



## 【女子】

- ・さうして愛敬は笑で、笑は即ち愛敬というても、何の差支がございませう。殊に女は、親類縁者から、近所隣のつきあひまで、人に交はることが多いにつけても、尚更愛敬が必要でございます。〈愛敬の徳〉
- ・温順で、愛敬があつて、起居がまめ／＼しく、人には親切で、明らかな理性と、強い意志とを、常に心の中に備へ、落着きがあつて、しとやかで、たとひどんな変事が俄に起つて来ても、そのために狼狽へることなどのないのが、眞の日本女子の日本女子たる、面目であらうと存じます。〈日本女子〉
- ・実に音楽は、よく人の心を和らげ、又よく人の心を鼓舞する力のあるもので、私共女子には、極めて適当な芸術でございます。〈自然の音楽〉
- ・いくら家庭を楽しくさせるといつても、互に礼のないのは、必ず家内が乱れて、風波を起すもとでございます。互に倫常を守つて、少しも乱れないやうにしてこそ、春のやうな和楽も得られるのでございます。殊に女子は、他日一家の主婦となつて、実に此家庭和楽の中心となる、大切な義務のある者でございますから、よく此事を心得て置かなければなりません。〈家庭の楽〉

## 【男子】

- ・併し海の国に生れた日本男児は、そんな所(大あらしの海：筆者注)も恐れなくて、平気でゆくやうにならなければいけないといはれた。〈航海の楽〉
- ・私も今に小学校を卒業したら、海軍兵学校に入つて、一所けんめいに勉強して、中佐のやうなえらい軍人にならうと思ふ。〈広瀬中佐の銅像〉
- ・故に僕の希望するのは、我等が天賦の能力を十分に発達させ、之を利用して事業を經營し、以て父母師長社会国家の恩に報い、更に進んで全世界の利益を増進し、その遺風を以て、万世の後をも感化するやうな人になりたいと思ふ。〈僕の希望〉
- ・それよりも我々は、もつと着実な考へを以て、一通りの学問見識を備へ、義務を果たし権利を守り、利害の觀念に明瞭であると共に、よく同情の念をもって、決して人に迷惑をかけず、自分の力の許す限りは、世を益

し人を利するやうな、所謂実用的人物となることを、志さなければならぬのである。また実際の世の中には、かういふ種類の人物の、たくさんにあることを望むので、いくら偉大なる英雄豪傑が出てきても、一人や二人の力では、如何ともすることができない。必ず実用的人物の協力を借りなければ、国を富まし兵を強くすることも、乃至は世界人類の進歩発達を促すことも、到底難かしいのである。(実用的人物)

ここには、温順と愛敬としとやかさをもって家庭内をおさめるのが女であり、男は勇壮な兵士、国家や社会の支え手となるべきことが記されている。こどもたちは、女子あるいは男子としてこうした内容の作文を書くように指導されたわけで、作文教育が「女らしさ／男らしさ」の本質的性差観や「男は外、女は内」という近代的な性別役割観にもとづくジェンダー規範の教授に果たした役割は見逃せないものだといえる。

#### 4. 模範文例集一文範の性差

教育関係者向けではない一般用の作文参考書も明治期をとおして数多く刊行されている。その中心は種々の模範文例を掲載した、いわゆる「文範」である。文範のあつかう文章のジャンルは、明治前期では書簡文が主だが、後期になると、それ以外にも日記、記事文、論説文、写生文など多岐にわたってくる。学校の教室外で読まれ、文章を書くときの手本とされたこうした書物も作文教育にとって無視できないものである。ここでは、明治後期の一般向け文範が流布したことばづかいのジェンダー規範についてみていく。

##### 4.1 「女らしい文章」を求める文範

明治後期の文範でも、やはり書簡文を中心とした日用文の文例集が多いのは、日常生活における実用性という点で需要が大きかったからだと思われる。これらの大半は男女で文体の異なる候文を用いたもので、習字の手本を兼ねた形式をとっているものが一般的である。また、「女子書翰文」「女子作文」「女用文章」などと名づけられた女専用の書簡文例集も目立ち、その上欄や付

録には「女礼式」や裁縫・料理の心得などが掲載されているのが定型で、「女らしい」書簡文の書きかたも女の身につけるべき作法の一種とされていたといえる。

教育現場では「男女同一文体」の方針がとられていたものの、一般には従来の性別文体への志向が強く存在したことが、書簡文はもちろんその他の種類の文章の文範からもわかる。この性別文体志向を支えていたのは、女の文章は男とは異なり「女らしく、やさしくやわらかであるべきだ」という規範意識である。たとえば、由良素軒『中等教育 女子の作文 往復文叙事文』はつぎのように述べる。

男女によりて文を異にするといふことは、学者の中にもいろ／＼と議論のあることなれども、その文体を一にするといふに就てはまだ今日に施すべきにあらざるを信ずるなり、今日においては男子は男子らしく書き、女子は女子らしく書くことを注意せんことを要す、すべて文章はその人の気象をあらはすものなれば、女子が倜儻なる文を書き、漢文めきたる議論文を書かば、すべての學術が長じたる人ならざるかぎりは、或はいふ出過ぎものなりと、或はいふ女子らしくないものなりと、如かず女子は女子らしき文をかきて、我が国の女子たる優柔順良なる品性を文字外にもあらはさんことを庶幾するなり（由良1903：3-4）

ここでは、一応例外（「すべての學術が長じたる人」）を認めながらも、「女の文は女らしく」という強い信念が吐露されている。

また、「女の文章はやさしくやわらかに」という規範意識から言文一致体は女子の書簡には避けるべきだという主張もおこなわれる。大日本国民会編（1910：2-5）は、「言文一致体は敷衍及び素撰とて、飾気の無きと、尚、乾燥体とて潤無く唯、意の通ずる迄なるとに適す。これ優美と温雅との二に用ひ難き所以なり」として、優美温雅を要する女子の文には「和文脈に漢語俗語の余り多く交らざる」雅俗体がふさわしいのであって、「女子の言文一致体書簡文は、今日に於いて突飛なるを免れず」とする。

なかには、現今では従来のような男は漢文直訳体風、女は擬古文体風とい

った文体の区別はいらないとするものもあるが、そこでも女の文章には必ず「女らしさ」が求められる。河井他編（1908：37-45）は「女らしい文章」の要件として「女らしい着眼」「女らしき感情」「女らしい語」をあげて「女らしい文章を作れ」と主張する。要するに、「女でなければ気のつかないようなところから材料をとり」「やさしい感情」を「やわらかいことば」で述べよ、ということである。また、書簡文について「女性と男性との区別のつかないやうな手紙も困るので、何処か優しい女らしい処が見えて居らねばならぬ」と述べている（同：319）。文体で性別を示せなくなるぶんだけ、扱う題材や、用語、表現のしかたへの注文がうるさくなるのであるが、やはりそこにあるのは「女の文章はやさしくやわらかに」という規範意識である。

文範のなかでも特に書簡文についてのもので「女の文章は女らしく」と述べられることが多い。話しことばと同様に直接的な対人コミュニケーションの手段である書簡では、話しことばで「女らしい」ことばづかいが要請されるように「女らしい文章」が要請されるのだといえよう。人々は文範を利用して手紙を書くことで、文範の流布する〈女らしい文章／男らしい文章〉についてのジェンダー規範を身につけていったのである。

#### 4.2 文範と〈女ことば／男ことば〉

言文一致運動が高まりをみせる1900年前後からは、言文一致をうたった文範が成人向けにも若年者向けにも刊行されるようになる。また、文語体と言文一致体とをまじえた文範も増えてくる。これらの文範の言文一致体の文章には、教科書や教育関係者による作文教授法書で提示される文章とはかなり趣の異なるものがあらわれる。それは書簡文や日記にみられる、つぎのような話しことば調の文章である。

##### 【女子用書簡文例】

- ・(前略) この間、山下すゞさんにお目にかゝつたら、新一さんは詩が大変お上手よ、と申されましたが、あなたは太刀づるいわ、私に唱歌を歌へ／＼とおつしやつて、御自分の詩は一度も聞かさないんですもの、今度

お帰りの時は、どうしてもきゝますよ。(山川他1901 : 21)

- ・マア憎らしい、そんなからかひ面の事ばかり仰しやつて……だけどほんとうに／＼、あたくし如何なにか嬉しう御座いましたらう、これが無くなれば、これが無くなれば、あたくし如何して可いか身の置き所もなくなつたんですのに、お蔭様で杉や大明神だわ、今度伺つた時、たんと御みやを上ますつて、あなたから仰しやつて頂戴な、折からの到来物、これは東北の産でまるめると申すものださうで御座います、おいしいにはおいしくつてよ。(瀟湘女史1908 : 113)

### 【女子用日記文例】

- ・今日は天気、其上お旗日なんだわ、嬉しいのよ、午後芳江さん入来しつた、何の用だか聞いて見ると小猫を下さるの、本当にいいお人、妾しいつ迄もお友達になりたいのだけれど、来年早々にお嫁に行きなさるんだと。(北岡1901 : 97-98)
- ・けふがあたしのお誕生日なの。うちでは御いはひが三月、四月、五月、六月と四つつながるわ。三月があたしの御セつ句、四月三日が太郎さんのお誕生日、五月がまた太郎さんの御セつ句、さうする内、今日がまたあたしのお誕生日の日なのだもの。おもしろいわ。四つつながつて御セキハンで無ければ赤の御ハン——だからあたし小さい時、今月も来月もお誕生日の日が一つ宛有とうれしいわと云つて、みなさんにしかられたわ。(中略) 御ぜんへ向かつて、あたしが御めでたうございますと云つたのでみんなが笑ひ出してよ、おぜんのお誕生日か<sup>(ママ)</sup>と云つて。(後略) (山田1905 : 132)

### 【男子用書簡文例】

- ・今夜僕の学校に、幻燈会があるよ、君、僕と共に往つて見んか、面白いぜ、僕の学校の校長サンは、演説が甘いから、チツトモあきることはないよ、君、是非往きたまへ。(川村1904 : 140-141)
- ・突然ながら一筆。先刻、物理の筆記をしらべかけて、ちょっと庭をあるいてくると、驚いたね、いつのまにか、真黒々の縦横無尽。また例の奴が墨いたづらさ。相手は幼い弟だ、腹をたつたところではじまらない。

君のは今あいてみまいか。あいてみるなら、今夜一晩だけかしてくれたまへな。明後日の月曜には、きっと学校へもって行くから。失敬。(服部1906:36)

【男子用日記文例】

- ・今日は僕の誕生日だ、神武天皇の御祭日が敷島太郎の生まれた日だ。練兵場の祝砲の半分は兵士が僕に撃つてるんだ。いい日に生まれたお前はえらいのだよと父さんも母さんも僕に云つた。さうだ、今日の祝ひのお昼も書いて置かなければ……(後略)(山田1905:130)
- ・(前略)帰ってからの復習と予習とは、今年から励行と自分で誓った。そして第一日の今日ほうまく実行した。僕も男子だもの。これから後は万一怠った日には、その日だけ特筆大書するでしょう。誓った以上はやるのが当然だから、やったことを一一書くには及ばないさ。(友田1910:15)

女子用の文には「テヨダワことば」を含むいわゆる〈女ことば〉、男子用には「ぼく・きみ・たまえ」といった書生ことばを含む〈男ことば〉が用いられている。言文一致運動で唱えられた「話すとおりに書く」という方針の行きついた先のひとつが、これらの文範にみられる、話しことば調の文体であったといえる。そして、そのことばづかいは当時の小説で広く用いられるようになっていた性差の大きい「山の手ことば」の会話文と同種のものであった。こうして言文一致体においてもまた、「〈女ことば／男ことば〉文体」とでも呼べる性別文体がつくりだされたのである。

当然のことながら、「山の手ことば」の現実の話し手はごく一部の人々に限られていた。しかし、文範の示す〈女ことば／男ことば〉文体の文章はだれもが書き手になれるものであった。現に当時の年少者向け雑誌の読者投稿欄では、全国各地のこどもたちによるこの文体を用いた投稿がみられる。たとえば、つぎのようなものである。

- ・わたしネー十六で今年小学校を卒業したのよ、投書してもよくつて、そして記者さんお願ですがネー、名家の幼時を出して頂戴ナ、私大すきよ。

信濃の一少女 (『少女界』2-5、1903)

- ・『日本の少女』の絵葉書の何時もきれいなこと、そして見る度にほんとに涼しそうだわ。私こんなの大好きよ、以後こんなのをたくさん出して下さいね、記者さん。金沢市 織田千代子 (『日本の少女』1-3、1905)
- ・僕が先月の本誌に英文欄を設けて呉れ給へと出張したら美濃の吉田広一君や、大阪の(OT生)君等が賛成し給ふた御蔭で漸く来年の本誌に掲載する事となった、僕は慈愛なる記者先生に感謝の外なし。／然し時々は文法も記載して呉れ給へ、表紙の更良よりは内部の淘汰の方が大切だからね。又近頃の文壇の批評は非常に簡単だ、今少し長い評を乞ふ。美作寒村 (『少年世界』8-16、1902)

投稿欄においてこうした〈女ことば／男ことば〉文体が使用されるようになったいきさつについては今後の検証が必要だが、文範がこの文体の使用にお墨付きを与えたことは確かだろう。〈女ことば／男ことば〉文体による文章は、学校用のものではなかったが、雑誌では、記者や読者仲間への通信の文章として、あるいは作文・日記投稿欄の文章として盛んに用いられ、くだけた文体の標準といえるものとなっていった。こどもたちはこうした文章をただ目にするだけでなく、みずからの手でつづることによって、〈女ことば／男ことば〉という日本語のジェンダー規範を身につけていったのである。

## 5. おわりに

本稿では、教育現場で作成された教授細目、教育関係者の著した国語・作文教授書、一般向けの文範類を資料に、明治後期の作文教育が「国民」と「国語」のジェンダー化に果たした役割をみてきた。そのなかで注目すべき点を2つあげてまとめとしたい。

言文一致体の作文教育が一般化するなかで、言文一致体の文体のジェンダー化が2つの方向でおこなわれた。1つは、女子には敬体の文章がふさわしいとするものである。これは、文語体において男女同一文体の方針がとられるなかで、同一文体であっても「自然の性差」の存在は必然であるという

ころから、女子にはやわらかいことばや敬語の使用が求められたが、同様の認識が言文一致体においてもいだかれたということである。もう1つは、くだけた文体として「山の手ことば」にもとづく〈女ことば／男ことば〉文体が作りだされたことがあげられる。こうして言文一致体という「国語」の書きことばのジェンダー化がおこなわれたのである。

また、教育現場では「男女それぞれにふさわしい題目と内容」での作文指導がおこなわれたが、このことは子どもたちを「少国民」としてジェンダー化するうえで大きな役割を果たしている。子どもたちにとって、男女別にわりふられた題目と内容で作文を書くという行為は、すでにそれまでの授業で与えられた、女子あるいは男子としての「少国民」のあるべき姿を、そのまま順序よくなぞりうつす行為であったといえる。子どもたちは教科書を読み、教師の話を書くという行為によって、「女らしさ／男らしさ」の本質的性差観や性別役割観にもとづくジェンダー規範を受容していったわけだが、その成果が端的にあらわれるのが作文だったのである。

高橋（1997：282）は明治30年代の作文教育が「共通の価値、共通の〈中心〉を作り上げ、国民を平準化しようという動きとも連動していることは明らかである」と述べ、また、「思えば、「言文一致」という発想そのものが国民の思想表現の標準化と統一の手段にはかならなかった」とする。たしかにそのとおりであるが、それは「国民」と「国語」のジェンダー化を内包するものであったことを見逃すわけにはいかないだろう。

（引用文の漢字は新字体に改め、ルビは省略した。また、引用文中の「／」は改行を、「／＼」はくりかえし符号をあらわす。）

#### 注

- (1) 1900（明治33）年の第3次小学校令改正で、作文は「綴り方」と呼びあらわされるようになったが、ここでは「作文」という用語を使用する。
- (2) 「教授細目」は具体的指導事項を教授時間に配当した指導計画で、各小学校で定めることが義務付けられていた。実際の作成は、各地の教育会、小学校長会、師範学校附属



小学校などでおこなわれたようである。今回参照したのは1901（明治34）年から1912（明治45）年の間に出された40種である。

- (3) なかには新潟県高田師範学校附属小学校編（1903）『最近小学校教授細目 尋常科』のように「綴り方」はすべて口語体という方針をとっているところもある。
- (4) 書簡文については、すでに1878（明治11）年の文部省編『類語註解書牘日用文』に「方今通用ノ往復書簡ハ、男女ヲ分チ、男ハ都テ顛倒語ヲ用キ、女ハ概書下シヲ用來レリ、然レドモ今日ニ在テ、男女文ヲ異ニスル時ハ、日常交際上ニ於テ、障碍ナキコト能ハズ、故ニ此書ハ、男ノ文ノ顛語ト、女ノ文ノ無用ノ辞トヲ改メテ、男女ヲ通ジ、同ク書下シノ体裁ニ定メタルナリ」（緒言）とあって、男女同一文体は早くから文部省の方針であった。
- (5) 尋常科2年～中学2年が対象。常体の使用は尋常科4年からで、手紙文・商用文以外の「普通文」の文例は計105作あり、そのうち28作が女子用と示されており、すべて敬体である。なお、他の77作は敬体14作、常体63作。

#### 参考文献

- 芦田恵之助（1912）『尋常小学綴り方教科書教授の実際』宝文館
- 石井庄司（1983）『近代国語教育論史』教育出版センター
- 石川彦太郎（1902）『小学校用言文一致教範』教育書房
- 市川源三（1908）『国語科教授法』同文館
- 茨城県師範学校附属小学校編（1904）『国定教科書教授細目』茨城教育協会
- 巖谷小波（1910）『日本新作文』服部書店
- 上田万年（1895）『作文教授法』富山房
- 大阪府師範学校附属小学校編（1902）『国語科教授細目』宝文館
- 河井醉茗・溝口白羊編（1908）『女子作文良材』三星書房
- 河村北溟（1904）『高等小学作文文範』大学館
- 北岡蘆舟（1901）『言文一致 女子手紙の文』此村庄助
- 瀟湘女史（1908）『女子新書翰』文禄堂
- 大日本国民会編（1910）『女子作文全書』東京国民書院
- 高橋修（1997）「作文教育のディスカールー〈日常〉の発見と写生文」小森陽一・紅野謙介・

高橋修編『メディア・表象・イデオロギー——明治三十年代の文化研究』pp. 257-287小  
沢書店

月庭優編(1902)『教授細目適用 児童国語綴方 高等科用』金昌堂

友田宜剛(1910)『国定読本の新研究 綴り方教授法』日黒書店

長野県師範学校附属小学校編(1905)『国定教科書各科教授細目』光風館

滑川道夫(1977)『日本文綴方教育史 1 明治篇』国土社

新潟県新潟師範学校附属小学校編(1905)『小学校教授細目』井筒駒吉

野地潤家編(1971)『作文・綴り方教育史資料 上』桜楓社

服部躬治(1906)『新様青年書翰文』宝文館

樋口勘次郎(1899)『統合主義新教授法』同文館

普通教育研究会編・鈴木静閑(1904)『国定教科書を使用する国語綴り方教授精案』鍾美堂

増戸鶴吉(1901)『小学校に於ける国語科教授法』吉川半七

森山辰之助・高木四郎(1901)『小学校に於ける国語及其教授法』金港堂

山川臥竜・伊藤稲畔(1901)『言文一致 女子普通文』言文一致会

山下房吉・釜瀬新平・有馬驍(1901)『国語よみかた・はなしかた・つづりかた教授法』森  
岡栄

山田美妙(1905)『言文一致 新文範』青木嵩山堂

山松鶴吉編(1902)『小学校之国語科及其教授法』金港堂

山本宗太郎・岩永増太郎(1902)『実用小学教授法』同文館

由良素軒(1903)『中等教育 女子の作文 往復文叙事文』武田交盛館

(さたけ くにこ・姫路獨協大学非常勤講師)